

佐世保市交通安全の保持に関する条例

昭和44年3月31日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、交通安全の保持に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）により県が策定する交通安全計画に基づき、交通の安全に関する必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連携を図るものとする。

(交通指導員の設置)

第3条 交通安全を推進するため、交通指導員（以下「指導員」という。）を設置する。

(指導員の任期)

第4条 指導員は、非常勤とし、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指導員の任務)

第5条 指導員は、市長の命をうけ、次の任務にあたる。

- (1) 児童生徒を交通事故から守るための指導
- (2) 成人の交通法規の認識と交通道德の高揚
- (3) その他交通安全の保持に関すること。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成8年7月3日条例第18号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年7月4日条例第22号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後に新たに委嘱される委員の任期の終期は、当該附属機関においてすでに委嘱を受けている他の委員がいる場合に限り、当該委員の任期の終期とする。

附 則（平成15年 7 月10日条例第24号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 6 月30日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月25日条例第 9 号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月19日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月11日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（佐世保市附属機関設置条例の一部改正）

- 2 佐世保市附属機関設置条例（平成 3 0 年条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の部佐世保市交通安全対策協議会の項を削る。